

酒田市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(平成 31 月 3 月 20 日告示第 115 号)

(設置)

第 1 条 本市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、酒田市障がい者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障がいを理由とする差別に係る相談事例の共有及び意見交換に関すること。
- (2) 障がいを理由とする差別に係る相談についての協議、提言に関すること。
- (3) 障がいを理由とする差別の解消に資する取組の周知、啓発に関すること。
- (4) その他障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員 15 人以内をもって組織し、市長がこれを任命する。

- (1) 障がい者関係団体の代表者
- (2) 障がい者福祉サービス事業者の職員
- (3) 医療・保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 地域関係団体の代表者
- (7) 学識経験又は専門的知識を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はこれを妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ開催する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

(関係者の意見聴取)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は健康福祉部に置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び委員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。